

中間とりまとめ(骨子案)について

大臣官房参事官(土地政策)

令和元年11月18日

これからの土地政策の全体像とその方向性

- ・土地政策に関する政府の基本的な方針の策定
- ・地方公共団体の土地の利用・管理に関する計画

各個別施策は、基本的な方針の下、「部分最適」ではなく「全体最適」を図りながら実施

土地基本法上の「基本的施策」

		管理※	利用	取引
既に活用されている土地・不動産		「最適活用」	(1)① 都市の競争力強化、コンパクトシティ施策の推進、不動産投資の活性化、既存住宅流通推進 等	
低未利用な土地・不動産	市場で利用価値が認められる	「創造的活用」	(1)②ア 空き地・空き家バンク整備、ランドバンクの形成・確立 等	
	市場で認められにくい利用価値がある	(1)②イ 集約・再編による公共空間の創出(スポンジ化対策)、グリーンインフラの創出 等		
	利用価値が認められない	管理不全土地対策(民事法制、インフラ隣接地管理等) 等 (2)	「外部不経済の発生抑制・解消」	

※：地域への外部不経済の発生防止・解消のための管理行為

「情報基盤の整備」

(3)
地籍整備の推進、登記情報最新化、地価公示制度、官民連携の不動産情報提供 等

「所有者不明土地問題への対応」

(4)
地籍整備の推進、所有者不明土地法の施行、民事基本法制の見直し 等